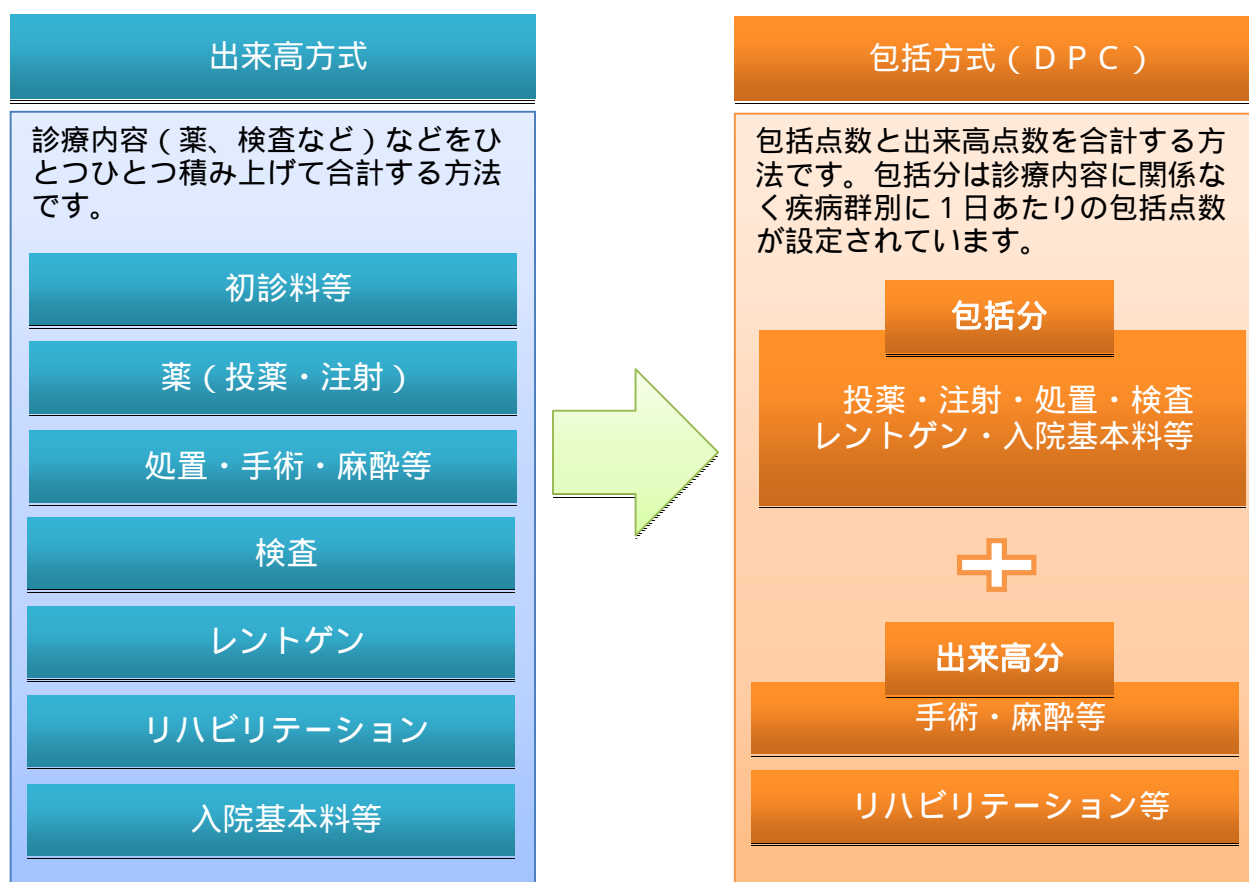


## 平成21年4月1日から入院医療費の計算方法が変わります。

当院は、平成21年4月1日よりDPC対象病院として厚生労働省より認可を受けました。このため、入院費の計算方法が変わります。従来、医療費は出来高計算方式でしたが、平成21年4月1日より包括計算方式に変更になります。包括計算方式とは、薬・検査・レントゲンなどの診療費用を、下の図のようにまとめて計算する方法をいいます。



入院後、症状の経過や治療の内容により包括点数が変わることがあります。その場合、医療費が変更になるため、退院時などに、前月までの支払額を調整させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

## Q & A

### Q 1 いつから計算方法が変わるのですか？

平成21年4月1日以降に入院された患者様に対して、医療費の計算方法が変わります。  
(平成21年3月31日以前より入院されている患者様については、対象外となります。)

### Q 2 具体的に支払い方法はどのように変わりますか？

患者様の負担金(1~3割)の支払方法は、従来と基本的に変わりません。  
ただし、入院後、病状の経過や治療内容によって、1日当たりの定額点数が変更となった場合には、退院時等に前月までの支払額との差額調整を行なうことがあります。

### Q 3 すべての患者がこの制度の適用となるのですか？

基本的に一般病棟(当院2・3・5・6階)に入院される全ての患者様がDPCの対象となります。しかし、DPCで定められている診断群分類に該当しないと主治医が判断した場合はこれまでどおりの出来高算定によって医療費を請求させていただきます。次に該当する患者様もDPC対象外となります。

- 1 労災・公災保険を使用する患者様
- 2 自賠責保険を使用する患者様
- 3 自費診療の患者様
- 4 治験に参加される患者様
- 5 障害者等入院基本料を算定する患者様(当院4階病棟入院患者様)
- 6 平成21年3月31日以前から引き続き入院されている患者様
- 7 外来診療のみの患者様

### Q 4 高額療養費の取扱いはどうなりますか？

高額療養費制度の取扱いはこれまでと変わりません。

ご不明な点などございましたら、医事課入院担当までお問い合わせください。